

【(介護予防) 訪問介護】

● 留意事項

- ① 総合事業への移行について (介護予防訪問介護・介護予防通所介護)
- 総合事業への移行
 介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・日常生活総合事業 (以下「総合事業」という。) の訪問型サービス (第1号訪問事業)、通所型サービス (第1号通所事業) へ移行されることとなりました。
- 総合事業のみなし指定
 ・ 平成27年3月31日において、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、総合事業による指定事業者の指定を受けたものとみなされます。(いわゆる「みなし指定」)
- | | |
|-------------------|-------------------|
| 既存の指定(平成27年3月31日) | 総合事業のみなし指定 |
| 介護予防訪問介護 | 訪問型サービス (第1号訪問事業) |
| 介護予防通所介護 | 通所型サービス (第1号通所事業) |
- ・ みなし指定は、全市町村に効力が及び、その有効期間については、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間(注)となっています。
 (注)市町村が有効期間を定めることもできますので、関係市町村にお問い合わせください。
- ・ みなし指定事業者が、みなし指定の有効期間の満了日以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があります。
 なお、事業所が所在している市町村 (A市町村) 以外の市町村 (B市町村) の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となります。
- ・ みなし指定事業者が、緩和した基準によるサービス(注)の提供を行う場合は、緩和した基準に基づく新たな指定を受けることが必要となります。
 (注)緩和した基準によるサービスを実施するかどうかは市町村によって異なりますので、関係市町村にお問い合わせください。
- みなし指定を受けていない事業者
 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の新規指定を受けた事業者は、みなし指定を受けていませんので、新しい総合事業を実施する場合は、それぞれ市町村から指定を受ける必要があります。
- 現在、和歌山県から指定された介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定有効期間は、最長で平成30年3月31日までとなっています。

【(介護予防) 通所介護】

● 実地指導等における指摘事項等について

- ① 生活相談員の配置について
- 【事例】
 「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「タイムカード」等で確認したところ、生活相談員が不在となっている日が見受けられた
- 【解説】
 生活相談員については、指定(介護予防)通所介護の提供日ごとに、当該指定(介護予防)通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間帯の合計数を当該指定(介護予防)通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置しなければなりません。
- 【根拠法令】
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第37号) 第93条
- ② 勤務記録の整備について
- 【事例】
 従業員のうち、管理者(法人の代表取締役)の勤務記録が作成されていなかった
- 【解説】
 従業員に関する諸記録は整備することとされており、法人の経営陣等が事業所の従業員を兼ねている場合や、雇用形態が業務委託による場合についても、従業員として勤務記録等諸記録を整備し、保管しなければなりません。
- 【根拠法令】
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第37号) 第93条及び第104条の3
- ③ 重要事項を記した文書 (重要事項説明書) について
- 【事例】
- ・ 重要事項説明書の記載内容が、介護報酬改定等の内容が反映されておらず、古いものになっていた
 - ・ 説明に用いた重要事項説明書に記載している営業時間、サービス提供時間及び休日などについて、県へ届けられている運営規定の内容と相違がある
 - ・ 送迎減算を適用している利用者に対して、当該減算に関する説明が行われず、同意も得られていない。
 - ・ 苦情受付期間として規定されている行政機関等の名称や連絡先が誤っている

【(介護予防) 通所介護】

<p>⑦ 掲示について</p> <p>【事例】 事業所内に従業者の勤務体制や利用料が掲示されていない</p> <p>【解説】 指定(介護予防)通所介護事業者は、指定(介護予防)通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務体制、利用料、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>【根拠法令】 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第105条(第32条)</p>	<p>⑧ 秘密保持について</p> <p>【事例】 ① サービス担当者会議において利用者家族の個人情報を用いているが、当該家族の同意を文書で得ていない。 ② 従業者の利用者等に係る秘密保持について、必要な措置が取られていない。</p> <p>【解説】 ① 指定(介護予防)通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 ② 指定(介護予防)通所介護事業者の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。そして、指定(介護予防)通所介護事業者は、当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。具体的には、指定(介護予防)通所介護事業者は、当該事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば連帯金についての定めをおくなどの措置を講ずる等の措置が求められる。</p> <p>【根拠法令】 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第105条(第33条)</p>
---	---

【(介護予防) 通所介護】

<p>⑨ 会計の区分について</p> <p>【事例】 ・ 事業の会計が他の事業の会計と区分されていない ・ 法人の会計が事業ごとに区分されていない</p> <p>【解説】 指定(介護予防)通所介護事業者は、指定(介護予防)通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定(介護予防)通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日 老振発第18号)」を参照されたい。</p> <p>【根拠法令】 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第105条(第38条)</p>	<p>⑩ 人権擁護推進員について</p> <p>【事例】 ・ 人権擁護推進員を任命していない ・ 従業者に対する人権擁護に関する研修を実施していない</p> <p>【解説】 指定(介護予防)通所介護事業者は、当該事業所の利用者の人権を擁護するため、指定(介護予防)通所介護事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。</p> <p>具体的には、人権擁護推進員は、当該事業所の従業者のうちから、管理者が任命する。人権擁護推進員は、他の職務と兼務することができ、管理者及びその他従業者と協力して、従業者の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援、人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施及び従業者の人権擁護に関する知識、技術の習得に取り組むこととなる。</p> <p>なお、人権擁護推進員の任命にあたっては、辞令を交付のうえ、任命されたい。また、人権擁護に関する研修は、原則として、1年に1回以上実施しなければならない。</p> <p>【根拠法令】 ・ 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第65号) 第4条 ・ 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第66条) 第4条</p>
--	--

【(介護予防) 通所介護】

<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱 第8章第37 	<p>⑩ 災害対策推進員について</p> <p>【事例】</p> <p>災害対策推進員を任命していない</p> <p>【解説】</p> <p>指定(介護予防)通所介護事業者は、非常災害対策を推進するため、指定(介護予防)通所介護事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。</p> <p>具体的には、災害対策推進員は、事業所の従業員のうちから管理者が任命する。災害対策推進員は、他の職務と兼務することができ、管理者及びその他従業員と協力して、非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの従業員に対する周知徹底、非常災害に関する具体的計画(防災計画)の策定、防災計画に基づく避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施、訓練の結果を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直し、災害発生時に必要な備品や備書等の点検及び確保に取り組みることとなる。</p> <p>なお、災害対策推進員の任命にあたっては、辞令を交付のうえ、任命されたい。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第65号) 第5条 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第66条) 第5条 和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱 第8章第38
<p>⑪ 衛生管理推進員について</p> <p>【事例】</p> <p>衛生管理推進員を任命していない</p> <p>【解説】</p> <p>指定(介護予防)通所介護事業者は、指定(介護予防)通所介護の提供にあたり適切な衛生管理を行うため、事業所ごとに衛生管理推進員を置かなければならない。</p> <p>具体的には、衛生管理推進員は、事業所の従業員のうちから管理者が任命する。衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができ、管理者及びその他従業員と協力して、事業所において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び従業員に</p>	

【(介護予防) 通所介護】

<p>対する周知徹底、事業所内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施に取り組むこととなる。</p> <p>なお、衛生管理推進員の任命にあたっては、辞令を交付のうえ、任命されたい。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第65号) 第6条 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第66条) 第6条 和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱 第8章第39 	<p>⑫ 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取り扱いについて</p> <p>【事例】</p> <p>2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定する理由が不明であった</p> <p>【解説】</p> <p>2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長期間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長期間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者である。</p> <p>なお、指定通所介護の提供は、通所介護計画に基づくものであるため、当該単位数を算定する利用者については、長時間のサービス利用が困難な事情についてケアマネージャーと相談し、ケアプランに位置づけられた事情を盛り込んだ通所介護計画を作成することが求められる。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号 第2の7(2))</p>
<p>⑬ 個別機能訓練加算(目標に関すること)について</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る目標が総合的な基本サービスの長期及び短期目標となっている <p>【解説】</p>	

【(介護予防) 通所介護】

個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法を内容とする個別機能訓練計画を作成しなければならない。

当該計画の作成に当たっては、利用者の日常生活や人生の過ごし方についてニーズを把握するとともに、利用者の自宅での生活状況を居宅訪問の上で確認されたい。合わせて、医師からは利用者のこれまでの医療提供の状況について、介護支援専門員からは居宅サービス計画に基づいて利用者本人や家族の意向、総合的な支援方針、解決すべき課題、長期目標、短期目標、サービス内容等について情報を得ることとされたい。

また、個別機能訓練加算(Ⅰ)に係るプログラムは、座る・立つ・歩く等ができるようになるといった身体機能の向上を目指すことを中心に行われるものであるため、それぞれの加算の目的・趣旨に沿った目標設定が求められる。

なお、個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練については、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。

具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい等)設定が求められる。当該目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標となるよう留意されたい。

※個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)では、それぞれ加算の目的・趣旨が異なるため、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要がある

【根拠法令】

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(9))

・「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号)

⑭ 個別機能訓練加算(記録に関すること)について

【事例】

- ・実施時間、訓練内容や担当者名に関する記録がなかった
- ・居宅訪問等に係る記録が不十分であった(訪問日がわからない等)

【(介護予防) 通所介護】

【解説】

個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行うことが求められる。

また、個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管しなければならないが、また、常に当該事業所の個別機能訓練の従業者により閲覧ができるようにしなければならないことに留意されたい。

【根拠法令】

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(9))

⑮ 個別機能訓練加算(同意に関すること)について

【事例】

- ・個別機能訓練計画の内容や進捗状況等に関する同意を得た形跡がない
- ・個別機能訓練計画の内容や進捗状況等に関する同意を得たののいつかわからない

【解説】

個別機能訓練計画の内容については、利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る必要がある。その際、個別機能訓練計画の写しを交付されたい。

また、3月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の進捗状況等に応じ、利用者やその家族の同意を得る必要がある。その上で、訓練内容の見直し等を行うことに留意されたい。なお、利用者の心身の状態変化等により、必要と認められる場合は速やかに見直すことが求められる。

【根拠法令】

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(9))

・「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号)

【(介護予防) 通所介護】

⑩ 個別機能訓練加算 (機能訓練指導員の配置に関すること) について

【事例】

・基準どおり機能訓練指導員を配置していない日に、当該加算を算定し請求している

【解説】

・個別機能訓練加算 (Ⅰ) の場合

通所介護の提供時間を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、通所介護の利用者に対して機能訓練を行う必要がある。

例えば、非常勤の理学療法士等のみ配置されている場合は、算定の対象とならない。また、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準に含めないで留意されたい。

ただし、個別機能訓練加算 (Ⅰ) の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

・個別機能訓練加算 (Ⅱ) の場合

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して、通所介護の利用者に対して機能訓練を行う必要がある。

この場合、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

なお、個別機能訓練加算 (Ⅰ) を算定している者であっても、別途個別機能訓練 (Ⅱ) に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算 (Ⅱ) を算定できるが、この場合にあつては、個別機能訓練加算 (Ⅰ) に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算 (Ⅱ) に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算 (Ⅱ) に係る機能訓練指導員の配置が必要となる。

【根拠法令】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7 (9))

【(介護予防) 通所介護】

⑪ 運動器機能向上加算 (長期目標及び短期目標) について

【事例】

・長期目標及び短期目標の設定期間が、大幅な長期間 (1年以上) を設定している
 ・短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行っていない
 ・長期目標の達成度及び運動器の機能状況について、事後アセスメントをしているが、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していない

【解説】

運動器機能向上サービスについては、理学療法士等が暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標 (長期目標) 及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標 (短期目標) を設定しなければならない。当該長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合を図る必要がある。

また、利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行う必要がある。その結果、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正をされたい。

そして、運動器機能向上計画に定める実施期間 (おおむね3月間程度) 終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告しなければならない。

【根拠法令】

老社発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1第2の7 (2)

⑫ 送迎未実施減算について

【事例】

利用者の家族が送迎した日について、減算されていないかつた

【解説】

個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置づけさせたと上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていないければ減算となる。

つまり、利用者が自ら通る場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

また、個別サービス計画上、送迎が位置づけられているにもかかわらず、送迎を行わなかった場合は、送迎を行わなかった理由等をサービス提供記録等に記載されたい。

【(介護予防) 通所介護】

【根拠法令】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号第2の7（15））

『通所リハビリテーションにおける留意事項について』

1. 人員基準

◆介護老人保健施設の場合、病院の場合

- ア 単位ごとに、サービス提供時間帯を通じて、利用者10人までは1人、10人を超える場合は利用者の数を10で除した数以上配置されていること。
- イ そのうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上配置する必要がある。

◆診療所の場合、次のとおりとすることができる。

- ア 単位ごとに、サービス提供時間帯を通じて、利用者10人までは1人、10人を超える場合は利用者の数を10で除した数以上配置されていること。
- イ そのうち専ら通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービス（脳血管疾患等リハビリテーション料等に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等）に1年以上従事した経験を有する看護師が、常換算方法で0.1以上確保されていること。

理学療法士等のリハビリテーション専門職は、サービス提供時間帯を通じて配置する必要はありませんが、リハビリテーションを提供する時間帯には、個別リハビリテーション、集団リハビリテーションの実施を踏まえた配置が必要です。
通所リハビリテーションの基本方針に照らし、単位ごと、かつ、営業日ごとに適切に配置することが望ましい。

◆医師について

- ◆介護老人保健施設の場合、病院の場合、診療所であって利用者の数が同時に10人を超える場合は、専任の常勤医師が1人以上勤務していること。
- ◆診療所であって、利用者の数が同時に10人以下の場合
 - ア 専任の医師が1人以上勤務していること。
 - イ 利用者の数は、専任の医師1人に対し1日48人以内であること。